

令和7年度 東京都入札監視委員会第1回制度部会 制度議事概要

開催日及び場所	令和7年7月14日（月） 東京都庁第一本庁舎33階特別会議室S2
委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英</p> <p>愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史</p> <p>（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一</p> <p>弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 原澤敦美</p> <p>計4名（敬称略）</p>
審議事項	発注標準金額の見直しについて
審議の概要	検討の背景や方向性について説明を受けた。
審議結果	委員からの意見を踏まえて、引き続き事務局において検討を進め、再度、制度部会に諮ることとする。
事務局からの報告	事務局案の説明を行った。
委員からの意見等の概要	<p>【委員からの質問等】</p> <p>発注標準金額の変更に伴い、企業の受注機会への影響が懸念されることも踏まえて検討していく必要がある。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>業種ごとの影響を見るなど、慎重に検討していく。</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>急激な物価高騰に対して何かしらの制度の見直しは必要だと思うが、入札参加者が減らないような配慮が必要と思う。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>引き続き検討していく。</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>今回の見直し後も物価高騰の可能性があるが、次はどのタイミングでの基準の変更を考えているのか。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>今回、近年の急激な物価高騰を見て、その影響が出ているのかということで見直しを検討しているところ。</p> <p>今後も状況を見ながら必要に応じて検討していくと考えている。</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>A等級の場合、発注標準金額の上限がないが、企業規模に応じた競争環境が形成されているのか。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>B等級の場合、直近上位（A等級）と直近下位（C等級）の事業者も競争入札参加で受け付けており、等級格付けと発注等級が必ずしも1対1対応で</p>

はなく、少し幅を持った運用をしている。

B等級からA等級の下位の方に移行してきた方と、もともとA等級を受注している大規模な事業者は住み分けが行われているのか、もしくは、分け隔てなく競争しているのかについては、どこまで確認できるか含めて確認させていただく。

【委員からの質問等】

予定価格の事前公表・事後公表について、以前は事前公表を採用していたものを、入札契約制度改革で原則事後公表に変更したと記憶している。

事前公表・事後公表の境界線も発注標準金額の変更にあわせて変更してしまうと、事前公表をメインにしていた時代に戻ってしまう感じがあるので、事後公表が原則であることを念頭に検討していただければと思う。

【事務局の回答】

国においては事後公表のところを、都においては事業者への負担などを考慮して一部を事前公表としているところ。

事前公表・事後公表の境界線をどこにおくかも、業種ごとの状況など見ながら検討していきたい。

以上

[その他]